

広島県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例

平成19年2月1日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、広島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の派遣職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17第1項の規定による求めに応じて派遣される職員をいう。以下同じ。）に支給する手当に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(手当の種類)

第2条 派遣職員に支給する手当は、時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職手当とする。

2 前項に規定する手当は、派遣職員が当該派遣をした地方公共団体（以下「派遣元」という。）の職員として支給される場合は、これを重複して支給しない。

(時間外勤務手当)

第3条 広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広島県後期高齢者医療広域連合条例第11号。以下「勤務時間等条例」という。）第7条第3項の規定により正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた派遣職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した派遣職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた派遣職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時

間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 勤務時間等条例第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に変えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 5 前各項の勤務1時間当たりの給与額は、その者の給料の月額（その者が当該派遣元において職員として在籍した場合に受けるべき給料の月額。以下同じ。）及び地域手当の月額（その者が当該派遣元において職員として在籍した場合に受けるべき地域手当（地域手当に相当するものとして広域連合長が認める手当を含む。））の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に20を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（休日勤務手当）

第4条 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた派遣職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前条第5項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても、休日勤務手当は支給されない。

2 前項において、「休日等」とは、勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）、勤務時間等条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間等条例第10条第1項により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した派遣職員にあっては、当該休日に代わる代休日）及びこれらの日に準ずるものとして広域連合長が定める日をいう。

（管理職手当）

第5条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき、規則で指定する職にある者に対して支給する。

2 管理職手当は、月額により支給するものとし、その額は、管理職手当を支給される者の給料の月額の100分の25を超えない範囲内で規則で定める額とする。

（特定の職員についての適用除外）

第6条 第3条の規定は、前条第1項の規定により規則で指定する職にある派遣職員には適用しない。

（委任）

第7条 この条例の実施に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年2月3日条例第2号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月16日条例第5号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。